

第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス章

1. 内国民待遇及び物品の市場アクセス章の概要

物品の貿易に関して、各国の譲許表に従い関税を撤廃等することを規定するとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸入許可手続、輸出許可手続の透明性、行政上の手数料及び手続、輸出税等、物品の貿易を行う上の基本的なルールを規定。また、農産品の貿易に関する、輸出補助金、輸出信用、輸出国家貿易企業、輸出制限等について規定するほか、現代のバイオテクノロジー産品（遺伝子組換え作物）に関する情報交換等についても規定する。

また、本章の附属書である譲許表には、個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガードの詳細等を規定。

2. 主要条文の概要

●内国民待遇及び物品に関する市場アクセス

○内国民待遇（第2. 3条）

各締約国は、1994年のGATT第3条の規定の例により、他の締約国の產品に対して内国民待遇を与える旨を規定。その待遇は、地域政府に関しては、当該地域政府が属する締約国の產品であって、輸入產品と同種のもの、直接に競合するもの又は代替可能なものに対して当該地域政府が与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とすること等を規定。なお、内国民待遇は、本章の附属書に規定される措置には適用されない。

○関税の撤廃（第2. 4条）

いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原產品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない旨、及び本章の附属書の自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する旨を規定。

また、いずれかの締約国の要請があった場合には、当該要請を行った締約国及び他の一又は二以上の締約国は、関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため協議すること、締約国は、本章の附属書の自国の表に定める原產品の関税の撤廃時期をいつでも一方的に繰り上げることができる等を規定。

○関税の免除（第2. 5条）

いずれの締約国も、特定措置の履行要求を満たすことを関税の免除の明示的又は默示的な条件として、新たな関税の免除を採用し、現在の対象者を拡大し、

又は新たな対象者への拡大を行ってはならないこと等を規定。

○修理及び変更後の再輸入（第2. 6条）

いずれの締約国も、その領域から一時的に他の締約国の領域に修理又は変更のために輸出され、その領域に再輸入される产品に対しては、当該产品の原産地に関わらず、関税を課してはならないこと等を規定。

○著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料の免税輸入（第2. 7条）

各締約国は、产品の原産地に関わらず、他の締約国の領域から輸入された著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料に対し、免税輸入を認めること等を規定。

○一時輸入（第2. 8条）

各締約国は、产品の原産地に関わらず、特定の产品について一時免税輸入を認めること等を規定。

○臨時の討議（第2. 10条）

各締約国は、本章の規定の対象となる事項について締約国間の連絡を円滑にするため、物品の貿易に関する連絡部局を指定すること、締約国（要請国）は、本章の規定から生ずる事項であって、要請国が物品の貿易に関する自国の利益に悪影響を及ぼすおそれがあると信ずるものについて討議するため、書面による要請を、他の要請国（被要請国）に対し、要請国及び被要請国の物品の貿易に関する連絡部局を通じて送付することで、臨時の討議を要請することができること等を規定。

○輸入及び輸出の制限（第2. 11条）

いずれの締約国も、本協定に別段の定めがある場合を除くほか、他の締約国の产品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる产品の輸出若しくは輸出のための販売の禁止又は制限について、1994年のGATT第11条の規定に整合的な措置を除くほか、いかなるものも採用し、又は維持してはならないこと等を規定。なお、輸入及び輸出の制限は、附属書2-Aに、規定される措置には適用されない。

○再製造品（第2. 12条）

輸入及び輸出の禁止又は制限に関する規定（第2. 11条1）は、再製造品の輸入の禁止及び制限について適用する旨、また、本章の附属書に規定される特定

の再製造品を除き、締約国が中古の產品の輸入を禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持する場合には、当該締約国は当該措置を再製造品に対して適用しない旨を規定。

○輸入許可手続（第2. 13条）

いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならないこと、自国の輸入許可手続がある場合には本協定が当該締約国について効力を生じた後速やかに他の締約国に通報すること等を規定。また、各締約国は、自国が新たな輸入許可手続を採用する場合、及び現行の輸入許可手続を変更する場合は、可能な場合には当該新たな手續又は変更が効力を生ずる60日前までに、いかなる場合にも公表の日の後60日以内に、他の締約国に通報すること等を規定。

○輸出許可手続の透明性（第2. 14条）

各締約国は、この協定の効力発生の日の後30日以内に、自国の輸出許可手続がある場合には当該手続が記載されている出版物（関連する政府のウェブサイトのアドレスを含む。）について他の締約国に書面で通報し、その後、新たな輸出許可手続を採用し、又は現行の輸出許可手続を変更する場合には、実行可能な限り速やかに、遅くとも当該新たな手續又は変更が効力を生じた後30日以内に、当該新たな輸出許可手続又は現行手続の変更を通報した当該出版物及び当該ウェブサイトにおいて公表すること等を規定。

○行政上の手数料及び手続（第2. 15条）

各締約国は、1994年のGATT第8条1の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、輸出税、関税、1994年のGATT第3条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内国課徴金、ダンピング防止税及び相殺関税を除く。）を提供された役務の費用の概算額を限度としなければならず、かつ、国内產品の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を規定。

また、いずれの締約国も、本協定に別段の定めがある場合を除くほか、輸出入に際し、従価方式で手数料及び課徴金を課してはならない旨を規定。

○輸出税、租税その他の課徴金（第2. 16条）

いずれの締約国も、本章の附属書に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への產品の輸出について、関税、租税その他の課徴金を採用し、又は維持して

はならないこと等を規定。

○物品の貿易に関する小委員会（第2. 17条）

締約国は、各締約国の代表から成る物品の貿易に関する小委員会を設置すること、同委員会は、本章及び第3章（原産地規則）から生ずる事項について検討するため、締約国が相互に決定する時期において会合すること等を規定。

○公表（第2. 19条）

各締約国は、利害関係者が知ることができるようするために、輸入、輸出及び通過に関する手続（港、空港その他の入国地点における手續を含む。）並びに要求される書式及び文書等の情報を無差別に及び容易に利用可能な方法で公表すること等を規定。

●第C節（農業）

○農業輸出補助金（第2. 23条）

締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目標を共有するとともに、WTOにおける合意の達成のため協力すること、いずれの締約国も他の締約国向けの農産品に対する輸出補助金を採用し、又は維持することができないこと等を規定。

また、本条の規定は、WTO農業協定第10条の規定の下でとられる措置を対象とするものではない旨を規定。

○輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険（第2. 24条）

締約国は、輸出信用、輸出信用保証及び輸出信用保険の供与に関する多数国間の規律を策定するため、WTOにおいて協力する旨を規定。

○農業輸出国家貿易企業（第2. 25条）

締約国は、WTOにおいて、農産品の輸出の許可に対してとられる貿易を歪曲する制限の撤廃、一定の輸出国家貿易企業に対する特別の融資の撤廃並びに輸出国家貿易企業の運営及び維持に関する透明性の向上を要求する輸出国家貿易企業に関する合意の達成に向けて協力する旨を規定。

○輸出制限－食糧安全保障（第2. 26条）

締約国は、他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販売を禁止又は制限する場合には、一定の場合を除くほか当該禁止又は制限に係る措置が効力を生ずる日の少なくとも30日前に、また、いかなる場合にも当該措置が効力を生ず

る日前に当該措置を他の締約国に通報すること、当該通報には当該措置を課し、又は維持する理由及び当該措置が1994年のGATT第11条2(a)の規定に適合していることの説明等を含めること、当該食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国の要請に基づき協議を行うこと、当該措置を通常6ヶ月以内に終了すべきであること等を規定。

○農業セーフガード（第2. 28条）

原産品である農産品は、WTO農業協定の下でとられる特別セーフガードにより課される税の対象としてはならないことを規定。

○現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易（第2. 29）

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、現代のバイオテクノロジーによる生産品（遺伝子組換え作物）の承認に際しての透明性（承認のための申請に必要な書類の要件、危険性又は安全性の評価の概要及び承認された產品の一覧表の公表）、未承認の遺伝子組換え作物が微量に混入された事案についての情報の共有（輸入締約国の要請に基づき輸出締約国において現代のバイオテクノロジーによる生産品につき承認を受けた企業に対し情報の共有を奨励する規定を含む。）、情報交換のための作業部会の設置等について規定。

●第D節（関税割当制度の運用）

TPP協定の下で設定された関税割当の運用について、割当数量の公表、未使用枠の返納及び再配分、締約国が自国の譲許表に定めた関税割当の利用条件に追加して条件を課すことを禁止すること等を規定。

●内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限（附属書）

第2. 3条及び第2. 11条の規定の適用に関する各締約国の例外について規定。

●再製造品（附属書）

第2. 12条2の規定の適用に関するベトナムの例外について規定。

●輸出税、租税その他の課徴金（附属書）

第2. 16条の規定の適用に関するマレーシア及びベトナムの例外について規定。

●讓許表（附属書）

我が国及び他の締約国の個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガードの詳細等について規定。

なお、我が国は、ＴＰＰ協定の効力発生から7年が経った後、又は、第三国若しくは関税地域に特恵的な市場アクセスを供与する国際協定の発効若しくは改正の効力発生に必要となる我が国と当該第三国等による法的手続が完了した後、相手国からの要請に基づき、自国の讓許表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関連する原産品の取扱いに関して協議を行う旨を定める規定を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定。

※自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付表

日米自動車並行交渉の結果合意された日米間の権利及び義務（自動車貿易に関する非関税措置、特別な経過的セーフガード措置、特別な加速された紛争解決手続等）をＴＰＰ協定の内国民待遇及び物品に関する市場アクセス章の讓許表の付表として定めるもの。概要は以下の通り。

○透明性

- ・日米各国は、自動車の設計等に実質的な変更を要する強制規格や適合性評価手続について、公表日からこれらの規制の義務化までの間に、通常12か月以上の期間を設ける。
- ・日米各国は、国内法令に従って、会議の公開等を通じ、自動車関連の規制その他の措置に関する審議会等を透明性をもって運営する。
- ・日米各国は、自動車に影響を及ぼす強制規格、任意規格又は適合性評価手続を定める重要な規制につき、実施後の見直しを定期的に行うよう努める。

○基準

- ・日米両国は、自動車の環境性能及び安全性に関する任意規格の調和のために協力する。
- ・日米各国は、自動車に関連する強制規格を安全又は健康の保護等の正当な目的の達成に必要である以上に貿易制限的なものとしない。
- ・日米各国は、新技術を搭載していることを理由として、自動車の市場投入を妨げたり、不当に遅延させてはならない。また、展示、公道走行試験等をして、新技術を取り入れた自動車を一時的に輸入するための効率的な手続を採用し、維持する。

- ・国連基準に調和していない一部の我が国の基準（注1）に関して、対応する米国の基準が我が国の基準より同等以上に厳格であると国土交通省が認める場合には、その米国の基準に適合している自動車は当該我が国の基準に適合しているとみなす（ただし、当該我が国の基準が今後行われる変更により実質的に厳格になる場合には、適用しない。）。

（注1）2015年4月1日時点で国土交通省が特定する次の7つの基準が該当。

①前面衝突、②後面衝突、③内装材料の難燃性、④ナンバープレート灯、⑤バックミラーの衝撃吸収、⑥ワイパーや洗浄液噴射装置等、⑦デフロスタ（曇り取り）に係る基準。

○ P H P・財政上の奨励措置

- ・我が国は、P H P（Preferential Handling Procedure：平成10年に導入された輸入自動車特別取扱制度）において、輸入者の負担を増加させる要件を課さない（強制規格の改正に関連する要件、手数料等の増加等を除く。）。
- ・我が国は、中央政府機関の財政上の奨励措置の対象からP H P車を除外しない形でP H Pを適用する。

○ゾーニング（土地利用規制）

日米各國は、自動車関連施設の設立に関する土地利用規制について中央政府機関のレベルで法令を維持し、適用する場合には、その法令を透明性のある方法でかつ無差別に適用する。

○特別な経過的セーフガード措置

自動車については、TPP協定一般の経過的セーフガード措置を利用可能期間、発動回数、発動期間（注2）等の点で強化した特別な経過的セーフガード措置を適用できる。

（注2）利用可能期間：関税撤廃の10年後まで

（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、関税撤廃までの期間が3年を超える場合は関税撤廃まで）

発動回数：複数回発動可能

（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、同一品目への複数回発動不可）

発動期間：2年＋延長2年

（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、2年＋延長1年）

○特別な加速された紛争解決手続

- ・ TPP協定一般の紛争解決手続と比較して加速する（協議開始、パネル設置、パネルによる報告書発出までの期間等）。
 - ・自動車に関する協定違反について、TPP協定一般の紛争解決手續と比較して強化された対抗措置を導入する。
- 米国は、関税削減開始後の我が国による協定違反に対しては、一定期間の最惠国待遇（MFN）関税率への引上げ（スナップバック）ののち、違反の程度に応じて算出される規模の対抗措置を行うことが可能であり、また、関税削減前の我が国による協定違反に対しては、関税削減時期を延期（後倒し）することができる。自動車関税が0%の我が国は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で自動車以外の有税品目の関税を引き上げることにより、対抗措置を行うことができる。
- ・特別な加速された紛争解決手續の適用期間は、日米両国について TPP協定の効力が生じた後2年目の1月1日から米国による自動車関税の撤廃後5年経過時までとする。

○新規の非関税措置に関する協議プロセス

日米各國は、相手国が新規に採用しようとする自動車に関する非関税措置について、協議のためのプロセスを要請できる。当該非関税措置が実際に採用された場合には、協議を経て、特別な加速された紛争解決手續に移行することができる。

○自動車に関する二国間委員会

日米両国は、TPP協定上の自動車に関する義務の実施をモニターし、自動車及び自動車部品に関する、両国間の貿易及び投資に影響を及ぼす問題を協議する等の場として、自動車に関する二国間委員会を設立する。

※自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付表

日加市場アクセス交渉における自動車に関する協議の結果合意された日加間の権利及び義務（特別な経過的セーフガード措置、特別な加速された紛争解決手續等）をTPP協定の内国民待遇及び物品に関する市場アクセス章の譲許表の付表として定めるもの。概要は以下の通り。

○特別な経過的セーフガード措置

自動車については、TPP協定一般の経過的セーフガード措置を利用可能期

間、発動回数、発動期間（注）等の点で強化した特別な経過的セーフガード措置を適用できる。

（注）利用可能期間：関税撤廃の12年後まで

（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、関税撤廃までの期間が3年を超える場合は関税撤廃まで）

発動回数：複数回発動可能（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、同一品目への複数回発動不可）

発動期間：3年＋延長2年

（TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、2年＋延長1年）

○特別な加速された紛争解決手続

- ・ TPP協定一般の紛争解決手続と比較して加速する（協議開始、パネル設置、パネルによる報告書発出までの期間等）。
- ・自動車に関する協定違反について、TPP協定一般の紛争解決手續と比較して強化された対抗措置を導入する。カナダは、関税削減開始後の我が国による協定違反に対しては、一定期間の最恵国待遇（MFN）関税率への引上げ（スナップバック）等を行うことが可能である。自動車関税が0%の我が国は、カナダによる協定違反に対し、カナダの対抗措置に相当する規模で自動車以外の有税品目の関税を引き上げることにより、対抗措置を行うことができる。
- ・特別な加速された紛争解決手続（スナップバックを除く。）の適用期限はなし。スナップバックの適用期間は、TPP協定の効力が生じた後10年間とする。

○自動車に関する二国間委員会

日加両国は、TPP協定上の自動車に関する義務の実施をモニターし、自動車及び自動車部品に関する、両国間の貿易及び投資に影響を及ぼす問題を協議する等の場として、自動車に関する二国間委員会を設立する。